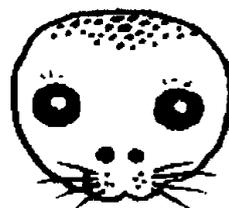


## 第 2 章

### 特定事業場と水質指導



ヒグマ

アザラシ

〔 下水処理センター構内にある、滝のトイレ内  
ギャラリーに展示してある動物たち 〕

# 1. 特定事業場の概要

特定事業場（以下「事業場」という。）数は、令和5年3月31日時点で245件であり、令和4年3月31日時点より10件減少した。

産業分類別の事業場数は、「卸売業・小売業」，「製造業」の順に多く、これらで全体の約58%を占めている。産業分類別の排水量は、「電気・ガス・熱供給・水道業」，「製造業」の順に多く、これらで全体の約48%を占めている。

次に、排水量区分別の事業場数は10m<sup>3</sup>/日未満の事業場が最も多く、全体の78%を占めているが、排水量は全体の約9%である。これに対し、100m<sup>3</sup>/日以上 of 事業場数は全体の約5%であるが、排水量は最も多く、全体の約69%を占めている。

事業場の総排水量は5,794.3m<sup>3</sup>/日であり、下水処理センターへの1日当たりの流入汚水量の約5%を占めている。

## (1) 産業分類別事業場数と排水量

産業分類	事業場数	排水量	全体に占める割合	
			件数	排水量
	件	m <sup>3</sup> /日	%	%
製造業	58	1,324.1	23.7	22.8
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1,443.9	0.4	24.8
運輸業，郵便業	4	96.9	1.6	1.7
卸売業・小売業	84	474.0	34.2	8.2
不動産業，物品賃貸業	7	16.5	2.9	0.3
学術研究，専門・技術サービス業	5	6.7	2.0	0.1
宿泊業，飲食サービス業	11	669.5	4.5	11.6
生活関連サービス業，娯楽業	44	387.8	18.0	6.7
教育，学習支援業	8	502.5	3.3	8.7
医療，福祉	10	809.8	4.1	14.0
サービス業（他に分類されないもの）	12	62.4	4.9	1.1
公務（他に分類されるものを除く）	1	0.2	0.4	0.0
合計	245	5,794.3	100	100

## (2) 排水量区分別事業場数と排水量

排水量の区分	事業場数	排水量	全体に占める割合	
			件数	排水量
	件	m <sup>3</sup> /日	%	%
10m <sup>3</sup> /日未満	191	491.5	78.0	8.5
10m <sup>3</sup> /日以上 20m <sup>3</sup> /日未満	16	211.3	6.5	3.6
20m <sup>3</sup> /日以上 50m <sup>3</sup> /日未満	18	579.7	7.3	10.0
50m <sup>3</sup> /日以上 100m <sup>3</sup> /日未満	7	509.8	2.9	8.8
100m <sup>3</sup> /日以上	13	4,002.0	5.3	69.1
合計	245	5,794.3	100	100

## (3) 特定事業場の分類

業種	排水量区分	50m <sup>3</sup> /日以上	
		事業場数	排水量
2	畜産食料品製造業	1	403.2
3	水産食料品製造業		
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業		
5	みそ, しょう油, 食用アミノ酸, グルタミン酸ソーダ, ソース又は食酢の製造業	1	50.4
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業		
9	米菓製造業又はこうじ製造業		
10	飲料製造業	1	114.6
12	動植物油脂製造業		
16	麺類製造業	1	194.4
17	豆腐又は煮豆の製造業		
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業		
23-2	新聞業, 出版業, 印刷業又は製版業		
38	石けん製造業		
53	ガラス又はガラス製品の製造業		
54	セメント製品製造業		
64-2	水道施設, 工業用水道施設又は自家用工業用水道	1	1,443.9
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1	69.9
66-3	旅館業	2	171.2
66-4	共同調理場		
66-5	弁当仕出屋又は弁当製造業	1	98.3
66-6	飲食店	2	380.8
67	洗濯業	1	194.8
68	写真現像業		
68-2	病院	5	797.8
69-3	地方卸売市場		
70-2	自動車分解整備事業		
71	自動式車両洗淨施設		
71-2	科学技術に関する研究, 試験, 検査又は専門教育を行う事業場	1	418.2
71-3	一般廃棄物処理施設		
71-4	産業廃棄物処理施設		
72	し尿処理施設	1	60.3
74	特定事業場から排出される水の処理施設	1	114.0
	合計	20	4,511.8

令和5年3月31日現在

20m <sup>3</sup> /日以上 50m <sup>3</sup> /日未満		10m <sup>3</sup> /日以上 20m <sup>3</sup> /日未満		10m <sup>3</sup> /日未満		合計	
事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量
		1	10.0	5	13.4	7	426.6
		1	18.3	4	10.6	5	28.9
		1	16.7	1	1.6	2	18.3
				1	1.2	2	51.6
1	22.2			1	4.8	2	27.0
				2	2.6	2	2.6
2	69.6			1	9.4	4	193.6
1	26.9			1	0.4	2	27.3
		2	26.4			3	220.8
		1	11.2	3	2.9	4	14.1
				2	4.9	2	4.9
				11	8.4	11	8.4
				1	0.4	1	0.4
				1	0.2	1	0.2
				1	0.0	1	0.0
						1	1,443.9
		1	10.5			2	80.4
1	20.5					3	191.7
1	42.2					1	42.2
1	46.5	2	23.4	2	8.6	6	176.8
2	73.5	1	10.6	5	26.3	10	491.2
4	125.7	1	14.5	28	36.1	34	371.1
				9	3.6	9	3.6
						5	797.8
2	47.1					2	47.1
				6	18.6	6	18.6
1	29.9	3	37.5	90	294.1	94	361.5
1	35.4	2	32.2	14	35.3	18	521.1
1	40.2					1	40.2
				2	8.1	2	8.1
						1	60.3
						1	114.0
18	579.7	16	211.3	191	491.5	245	5,794.3

排水量の単位はm<sup>3</sup>/日

## 2. 水質指導

水質指導業務は事業場排水の水質を規制することにより、下水道施設の機能及び構造の保全を図るものであるが、業務の内容を大別すると、届出審査業務と水質監視業務に分けられる。

### (1)届出審査業務

事業場排水の水質が下水道法、下水道条例の水質基準に適合するように事業場に対し、必要な施設を整えさせる業務である。この業務には届出審査、事前指導などがある。

### (2)水質監視業務

事業場排水の水質が下水道法、下水道条例の水質基準に適合しているかを分析により確認し、水質基準を超過している事業場に対し、水質の改善を行うよう指導する業務である。監視指導の方法としては、水質立入検査、立入指導がある。

## 3. 下水道法に基づく届出状況

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
届出内容							
特定施設設置届	3	5	4	3	4	2	2
特定施設使用届	0	0	0	0	0	0	0
特定施設構造等変更届	7	13	9	12	2	6	4
特定施設使用廃止届	0	9	10	9	1	2	7
氏名等変更届	14	36	27	41	4	9	11
承継届	2	5	1	1	0	1	1
特定事業場数	272	267	261	253	255	255	245

## 4. 監視状況

### (1) 巡回指導

対象事業場数	実施事業場数	指導事業場数※
37	10	2

※構造等変更届、氏名等変更届及び廃止届出書の提出を指導した事業場の数

### (2) 水質立入検査

立入事業場数	基準超過事業場数
17	1

## 5. 規制内容

事業場に対する水質規制は、『下水の排除の制限による規制（下水道法第12条の2及び旭川市下水道条例第9条）』と『除害施設設置等による規制（旭川市下水道条例第9条の2）』の2通りの方法によって行っている。

『下水の排除の制限による規制』は、終末処理場で処理が困難な物質のうち、人の健康に係る有害物質を含む下水（カドミウム等28物質）及び生活環境に係る物質を含む下水（フェノール類等6物質で日排水量50m<sup>3</sup>以上）並びに処理場で処理が可能であるが、高濃度の場合、処理機能に悪影響を及ぼす項目を含む下水（BOD等4項目で日排水量50m<sup>3</sup>以上）を排除する特定事業場に対して適用されており、有害物質及び生活環境に係わる物質は、「法」により、処理場で処理可能な項目は「条例」により、基準を超える水質の下水を排除することを禁止している。

『除害施設設置等による規制』は、排除制限を受けない特定事業場と特定事業場以外で悪質下水を排除するおそれのある事業場に対して適用されており、条例により、基準を超えないように除害施設を設置するなど必要な措置を講じるよう義務づけている。なお、この場合BOD・SS・ノルマルヘキサン抽出物質（動植物油）・温度に関しては、処理場で処理可能な項目であること、処理機能に与える影響が少ないこと等から、日排水量50m<sup>3</sup>未満の事業場については、規制の適用を除外している。

## 公共下水道に排除する下水の水質基準と規制内容

物質または項目		基準値	特定事業場の事業主		非特定事業場の事業主		
			50m <sup>3</sup> /日以上	50m <sup>3</sup> /日未満	50m <sup>3</sup> /日以上	50m <sup>3</sup> /日未満	
有害物質	水道法施行令	カドミウム	0.03mg/l以下				
		シアン	1mg/l以下				
		有機燐	1mg/l以下				
		鉛	0.1mg/l以下				
		六価クロム	0.5mg/l以下				
		砒素	0.1mg/l以下				
		総水銀	0.005mg/l以下				
		アルキル水銀	検出されないこと				
		ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/l以下				
		トリクロロエチレン	0.1mg/l以下				
	環境項目	テトラクロロエチレン	0.1mg/l以下				
		ジクロロメタン	0.2mg/l以下				
		四塩化炭素	0.02mg/l以下				
		1,2-ジクロロエタン	0.04mg/l以下				
		1,1-ジクロロエチレン	1mg/l以下				
		シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/l以下				
		1,1,1-トリクロロエタン	3mg/l以下				
		1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/l以下				
		1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/l以下				
		チウラム	0.06mg/l以下				
	シマジン	0.03mg/l以下					
	チオベンカルブ	0.2mg/l以下					
	ベンゼン	0.1mg/l以下					
	セレン	0.1mg/l以下					
	ほう素	10mg/l以下					
	ふっ素	8mg/l以下					
1,4-ジオキサン	0.5mg/l以下						
ダイオキシン類	10pg-TEQ/l以下						
フェノール類	5mg/l以下						
生活環境	銅	3mg/l以下					
	亜鉛	2mg/l以下					
	溶解性鉄	10mg/l以下					
	溶解性マンガン	10mg/l以下					
	総クロム	2mg/l以下					
	BOD	600mg/l以下					
	SS	600mg/l以下					
	ノルマサリン抽出物質	動植物油 30mg/l以下 鉱油 5mg/l以下					
	pH	5以上9以下					
	よう素消費量	220mg/l以下					
温度	45℃以下						



基準値を超えた下水を排除した者は、下水道法により直ちに罰せられます。



除害施設の設置などにより、排除する下水を基準に適合させなければなりません。



適用除外